

宜野湾市監査委員告示第 4 号

地方自治法第199条第12項の規定により、宜野湾市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の報告があったので次のとおり公表する。

平成23年 8月10日

宜野湾市監査委員  
米 須 厚  
上 地 安 之

監 査 の 種 類            平成23年度 第1期定期監査

措置を講じた課等        会計課

監 査 の 期 間            平成23年度4月15日から平成23年5月20まで

監査の結果及び措置の内容

会計課

項 目	指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 予定価格の設定について	次の契約については、予定価格の積算根拠が不明である。予定価格の設定は市財務規則第97条第2項の規定によりその根拠を明確にするべきである。 (1) 平成21年度一般会計及び特別会計決算書の印刷契約 (2) 口座振替済通知書及び納付済通知書の印刷契約	今後は、(1)(2)各見積書を徴し積算根拠内訳を明確にいたします。財務規則に基づき、予定価格の設定に必要な帳票類の添付もれがないよう留意いたします。
2. 平成21年度一般会計及び特別会計決算書の印刷契約について	本契約については、見積結果報告の段階で契約の相手方は決まっており消費税及び地方消費税の課税事業者届出書又は免税事業者届出書はその時点で徴すべきである。その内容に基づいて物品供給請求書も適切に徴すべきである。	今後は、課税事業者届書を徴する時期と物品供給受書の内容に相違がないよう留意いたします。
3. 口座振替済通知書及び納付済通知の印刷契約について	課税事業者届出書の様式が、消費税のみになっているので地方消費税も含む様式に変更するべきである。	課税事業者届書の様式中「消費税法」を削除して、「消費税及び地方消費税」を追加して書式の変更を行いました。今後適切な事務処理に留意いたします。